

Title	〔商法五二五〕 株主による取締役会議事録閲覧・謄写請求権について(福岡高決平成二一年六月一日)
Sub Title	
Author	池島, 真策(Ikeshima, Shinsaku) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.8 (2012. 8) ,p.23- 30
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120828-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 五二五〕株主による取締役会議事録閲覧・謄写請求権について

福岡高決平成二二年六月一日平成二二年(9)第四九号取締役会議事録謄写許可申請一部許可決定に対する抗告事件、金融・商事判例一三三二号
五四頁

〔判示事項〕

本件申請は、会社法三七一条二項にいう「株主の権利を行使するため必要であるとき」という要件を欠くか、或いは権利の濫用に当たるといふべきであるとして、この申請を認めなかった事例

〔参照条文〕

会社法三七一条

〔事実〕

抗告人兼被抗告人（本稿では、「原審申請人」とする）
Xは、被抗告人兼抗告人（本稿では、「原審被申請人」とする）Y（銀行）の株主であるが、会社法三七一条二項、三項の規定に基づき、XがYの取締役会議事録の謄写の許

可を申請した事件である。

本件M&Aの経緯ないし本件申請に至る経緯は次の通りである。すなわち、Yは、自らが優先株主であるA社のM&Aを行う旨を決定し、B（証券会社）との間で買手の情報提供等に関するアドバイザリー契約を締結するなどし、そのあと、C（銀行）からの情報提供により、平成一九年五月一〇日、同M&Aは成立した。

他方、経営コンサルタントを業とするXは、Yからの依頼を受け、本件M&Aに関する情報提供等の業務を行っていたが、上記の通り本件M&Aが成立した後、Xは、Yに対し、複数回にわたり、本件M&Aの経緯等に関する質問を記載した書面を送付し、回答を求めたが、Yは回答しな

かった。

そこで、Xは、平成一九年七月四日、Yの株式一〇〇〇株を取得し、株式の権利行使として、本件M&Aに関する取締役会の議事録の閲覧・謄写を請求した。これに対して、Yが応諾できない旨回答したため、Xは、当該取締役会議事録の謄写の許可を求めて本件申請を行った。

〔判旨〕

原決定変更・申請却下

「原審申請人は、原審被申請人が本件M&Aに関する質問を拒絶したことから、新たに原審被申請人の株式を取得して本件申請をし、現在、本件M&Aの関係者であるD銀行及びAを相手に訴訟を進行し、さらには、原審被申請人を当事者として引き込むため訴訟告知をしているものであって、このような一連の原審申請人の行動をみると、原審申請人は、株主の地位に仮託して、個人的な利益を図るため本件M&Aを巡る訴訟の証拠収集目的で本件申請をしたものと認めるのが相当である。しかして、M&Aを進めべきか否かの原審被申請人取締役会の審議の内容が企業秘密たる事項であることは明らかであるところ、これらの記載部分が閲覧・謄写されることになれば、原審被申請人

の将来の事業実施等についても重大な打撃が生じるおそれがあるのであって、このことは原審被申請人の全株主にとつても著しい不利益を招くおそれがあると認められる。

そうすると、本件申請は、会社法三七一条二項にいう「株主の権利を行使するため必要であるとき」という要件を欠くか、或いは権利の濫用に当たるといふべきであつて、これを許可することはできない。」

〔研究〕

本決定の結論、判旨理由に疑問がある。

一 本件は、株主が取締役会の議事録の謄写を求めた事件であるが、第一審決定は一部認容したが、本決定は株主の個人的な利益を図るための申請は許されず、或いは権利濫用に当たるとして、この申請を却下したものである。以下で、この点について検討していくことにする。

二 現行会社法においては、監査役設置会社または委員会設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等の閲覧または謄写を請求することができる（会三七一条三項）。それ以外の会社では、監査役がないので、業務監査権限を有する監査役が有したであろう権限を株主が直接行使することが認め

られ、株主は、その権利を行使するため必要があるときは、営業時間内は、いつでも閲覧・謄写請求ができる（会三七一条二項）。

こうした取締役会議事録の制度は、昭和二五（一九五〇）年商法改正により取締役会が法定機関とされたことに端を発している。つまり、この年の商法改正により、取締役会制度が創設されたことにより、取締役会の議事録の作成が義務づけられたのである。この議事録の閲覧・謄写請求は、株主または債権者が営業時間内であれば、いつでも、いかなる目的でも取締役会の議事録の閲覧を許すという体制（当時の商法二六三条）となっていた（小林俊明「第三七一条議事録等」『新基本法コメンタール 会社法2』（日本評論社、二〇一〇年）二〇七頁）。

しかし、取締役会では会社の業務執行が決められるため、必然的に企業秘密にわたる事項が討議されることになり、議事録にもこれが記載されることになる。このため、会社としては、このような事項が外部に漏れることをおそれ、株主・債権者による閲覧請求に対しては、これを避けるために諸種の手段を用いてこれを拒んだり、逆に取締役会議事録には重要な事項は記載しないというような弊害が生じたという。そのため、昭和五六年商法の改正に際しては、

議事録の謄写・閲覧は、裁判所の許可を得なければならな
いとされた。そして、当時の立法担当官の説明によれば、取
締役会議事録の閲覧・謄写は、本来株主及び債権者がその
権利を行使するために必要なものであるから、その範囲内
においてこれを認めるだけで足りることに着目し、株主が取
締役・監査役の責任を追及し、議決権を行使する等その権
利を行使するために必要のあるときに限って、その閲覧・
謄写を認めることとしたものであるという。しかし、こう
した株主・債権者の権利行使に必要な場合であっても、閲
覧等によって会社、その親会社または子会社の企業秘密が
漏洩し、その結果、会社の業務の運営が困難となつて、か
えて、株主債権者に不利益をもたらすことになつては制
度の目的に反するため、その閲覧・謄写により、これらの
会社に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は
閲覧・謄写を許可することはできないものとした（元木伸
『改正商法逐条解説』（商事法務研究会、昭和五六年）一一二
一頁）。このように、取締役会議事録謄写請求権の制度は、
前述のような実情に鑑みて、閲覧・謄写に一定の制限を設
けることで、会社の機密の保持を図り取締役会の形骸化を
防止しようとしたものである（山田知司「判例解説（大阪
地決平成一二年四月二八日第一〇民事部）」判例タイムズ

一〇九六号(二〇〇二年)一二七頁)。

そこで、「株主として権利を行使するため」という必要性の要件であるが、これを文字通り解釈するならば、きわめて多くの場面が想定され、取締役会の議事録閲覧請求が認められてしまうことになる。例えば、株主が株主総会において議決権を行使するために閲覧謄写させて欲しいということまで認めるのかということになってしまう。この点に関して、株主の権利行使を目的とするものであれば常に閲覧を求めるわけではないといつとも(東京弁護士会会社法部『取締役会ガイドライン「改訂版」』(商事法務研究会、平成一三年)三七一頁)、学説は、「正当な権利行使に関係もなく、ただ閲覧・謄写したいというのを許さないと程度のもとみるべきである」(蓮井良憲「取締役会議事録の閲覧制限」商事法務九一九号三九頁)とか、「権利行使するか否かの判断をするために請求する場合も含むことになるから、制限としては緩いもの」(竹内昭夫『改正会社法解説(新版)』(有斐閣、昭和五八年)一六二頁、同旨、稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会、昭和五七年)二四三〜二四四頁)などと考えられてきたようである。しかも、学説においては、株主の資格において有するすべての権利であり、公益権に限らず自益権も含まれ

ると考えるのが通説である。他方、持株を売却しようとする株主が市価の適否を判断するために閲覧を求めることについては、立法趣旨から見て必要性を欠くと反対する説もある。

なお、昭和五六年商法改正前の判例(東京地判昭和四九年一〇月一日判時七七二号九一頁参照)ではあるが、「かかる株主の閲覧・謄写請求の行使であっても、それが権利の濫用となる場合には、当然に許されないものと解すべきである」とし、濫用とならない限り、広く、取締役会議事録の閲覧等を認めていた。

ところで、第一審決定(佐賀地裁平成二〇年一月二六日金判一三一二号六一頁)においては、「まず、株主の権利を行使するため必要があるときという要件の判断基準については、株主としての権利を行使するか否かは、当該取締役会議事録を閲覧・謄写し、その内容を検討してみても、初めて判明する事柄であることは否定できないこと、他方で、権利行使の要否の判断という場合」であっても、抽象的に「議決権行使のため」「利益配当請求権行使のため」というだけでは必要性として不十分であるといふべきである。……権利行使の対象となり得、又は権利行使の要否を検討するに値する特定事実の関係が存在し、取締役会議事録の

閲覧・謄写の結果によっては、権利行使をする²と想定することができるところであつて、かつ、当該権利行使に関係のない取締役会議事録の閲覧・謄写を求めているということができないというときであれば、上記必要性の要件を肯定すべきであると解するのが相当である」としたうえで、「もつとも、株主としての権利行使に藉口した請求であり、実質は、株主としての権利行使であると認められない場合については、上記必要性の要件が否定されることになる」と判示した。さらに、このように判示しつつ、本件M&Aに関する事情を認定したうえで、「申請人も本件申請について情報収集の目的もあることは自認しているところ、確かに、前記前提事実で認定した申請人の被申請人の株式取得の経緯等からすれば、もつばら本件M&Aの経緯等に関する情報収集のため、本件申請を行ったとみる余地もないではないが、上記株主としての権利行使の目的と情報収集の目的は相反するものではなく、情報収集の目的があるからといって、株主としての権利行使の目的が排斥される関係にはないといえること、個人的利益を図る目的が併存している場合に、株主権の行使を認めないとなると、株主の権利という重要な権利を著しく制約することになりかねず、個人的利益を図る目的が併存していても株主

権の行使は妨げられないと考えられる」とした。

他方、本件第二審決定（福岡高裁平成二二年六月一日）の判旨によれば、「原審申請人は、原審被申請人が本件M&Aに関する質問を拒絶したことから、新たに原審被申請人の株式を取得して本件申請をし、現在、本件M&Aの関係者であるD銀行及びAを相手に訴訟を進行し、さらには、原審被申請人を当事者として引き込むため訴訟告知をしているものであつて、このような一連の原審申請人の行動をみると、原審申請人は、株主の地位に仮託して、個人的な利益を図るため本件M&Aを巡る訴訟の証拠収集目的で本件申請をしたものと認めるのが相当である。」と判示している。第一審決定は、従来の考え方に沿いつつ、しかも情報収集の目的に個人的利益を図る目的が併存していても構わないという論理で判示している。しかし、第二審決定では、本件M&Aを巡る訴訟の証拠収集目的で本件訴訟をしたものと認めるのが相当であるとして、「会社法三七一一条二項にいう「株主の権利を行使するため必要であるとき」という要件を欠くか、或いは権利の濫用に当たるとして」といって、株主としての権利行使の目的があるからといって、株主としての権利行使の目的が排斥される関係にはない」というところまで緩やかに解釈されてはいな

かった。むしろ、権利行使をするか否かの判断をするために請求する場合も含むことになるから、制限としては緩いものと考えられるという考え方のもと、むしろ実際には、株主としての権利行使のためではないと認められるときを除くというネガティブな形であるというように(竹内・前掲『改正会社法解説(新版)』二六二頁)、株主の権利行使のためかどうかを判断事由としている。しかし、閲覧謄写の必要性が客観的には株主の権利行使上必要不可欠ではなく、専ら株主の意向によって根拠づけられているような場合にまで必要性を認めれば、結局のところ株主の意向によって自由に議事録を閲覧謄写できることになり、閲覧謄写制度が保護しようとしている会社側の利益を害することになりかねない。したがって、取締役会の議事の秘密を一定の範囲で保護して議事を充実させようとする閲覧謄写制度の立法趣旨からすれば、必要性の要件も十分審査されなければならぬと考える(山田・前掲判例タイムズ一〇九六号一二七頁)。

本件においては、本件M&Aが成立した後、Xは、Yに対し、複数回にわたり、本件M&Aの経緯等に関する質問を記載した書面を送付し、回答を求めたが、Yは回答しなかった。そこで、Xは、Yの株式一〇〇〇株を取得し、株

式の権利行使として、本件M&Aに関する取締役会の議事録の閲覧・謄写を請求した。こうした一連の行為が、果たしてXにとつて、株主の地位に仮託して、個人的な利益を図るために本件M&Aを巡る訴訟の証拠収集目的で本件申請をしたものとみることもできないかもしれない。しかし、取締役会の議事録の検討結果によつては、Xが取締役に対する責任追及などの権利行使をする場合があると考えられなくはないので、一概に個人的な利益として排斥できるものではないのではないだろうか。まず、株主の権利を行使するため必要があるときという要件の判断基準についても、株主としての権利を行使するか否かは、取締役会議事録を閲覧・謄写し、その内容を検討してみて初めて判明する事柄であることもあろう。このように考えると、株主としての権利行使の要否を判断するに値する特定の事実関係が存在し、権利行使することを想定することができると一応認められ、株主としての権利行使の蓋然性がないとはいえないような場合には、株主としての権利行使に藉口した請求であるとはいえないのではないだろうか。

三 ところで、第二審である本決定においては、原申請人は、株主の地位に仮託して、個人的な利益を図るため本件M&Aを巡る訴訟の証拠収集目的で本件申請をしたものと

認めるのが相当であるといえながら、取締役会の審議内容は企業秘密たる事項であるから、これらの記載部分が閲覧・謄写されることになれば、Yの全株主にとつても著しい不利益を招くおそれがあると認められるという。しかし、この第二審の決定をどのように読むかに関わることであり、やや明確ではないので断言しづらいところではあるが、「権利行使の必要性」というものと「著しい損害」は同列或いは一緒に判断することなのであろうか。

他方で、第一審決定は、「株主の権利行使の必要性の有無」について判断をしたのち、「著しい損害を及ぼすおそれの有無」について判断をしている。ここでは、「著しい損害を及ぼすおそれの有無の要件については、閲覧・謄写を認めることによつて株主（申請人）が得られる利益と会社（被申請人）等が被る損害とを比較衡量し、会社などにより多大な損害が生ずるとするときに、上記要件は肯定されることになる」としている。こうした考え方は、従来からの学説でもとなえられていたことであり、会社に著しい損害が生じるおそれとは、企業秘密の漏洩により損害の発生するおそれがある場合が典型的なものであるが、これに限らず、閲覧等を認めることによつて株主が得られる利益と会社が被る損害とを比較衡量し、会社により多くの損害

が生じるという相対的意味に解すべきであるとしている。取締役会議事録は、他の書類以上に企業秘密に関連するものであり、企業秘密の漏洩を防止しなければならない（稲葉威雄「第一編 議事録をめぐる法的諸問題」稲葉威雄・岩城謙二・多田晶彦・南忠彦「取締役会 株主総会 議事録作成の実務」（商事法務研究会、昭和五八年）一七頁参照）。それ故、株主が権利行使するか否かの判断をするために請求する場合も含めて、制限としては緩やかにすることで、入り口を大きくしたとしても、裁判所は、会社または親会社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある場合には、許可できないものとなる（会三七一一条六項）。その際の判断は、当然株主が得られる利益と会社等が被る損害とを比較衡量して判断することとなるが、裁判所には、相当の裁量権が認められるとともに、議事録の一部に限定して許可を与えることもできる（稲葉・前掲「取締役会 株主総会 議事録作成の実務」一八頁）。

このように考えると、第一審判決のように、本件M&Aに関係した各社の企業秘密たる事項の部分にあつては謄写を不許可とし、その余の記載については被申請人であるYに著しい損害を及ぼすおそれがあるとはいえないとして謄写を許可してもよい事例であつたのではないだろうか。

四 以上から、本件においては、株主としての権利行使の要否を判断するに値する特定の事実関係が存在し、権利行使することを想定することができるで一応認められ、株主としての権利行使の蓋然性がないとはいえないような場合には、株主としての権利行使に藉口した請求であるとはいきれないのであり、そして、裁判所が、会社または親会社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある場合かどうかの判断において、当然株主が得られる利益と会社等が被る損害とを比較衡量して判断することとなるが、裁判所には、相当の裁量権が認められるとともに、議事録の一部に限定して許可を与えることもできることからすると、本件 M & A に関係した各社の企業秘密たる事項の部分にあつては謄写を不許可とし、その余の記載については被申請人である Y に著しい損害を及ぼすおそれがあるとはいえないとして謄写を許可してもよかつたのではないだろうか。

池島 真策